

秋田県環境保全センターのご利用の皆様へ（お知らせ）

●「中空の形状のものは切断・破砕等処理して搬入すること。」

1 管類

(1) 管径5cm未満のもの

次のいずれかにより処理されていること。

- ① 15cm以下に横に切断すること。
- ② 1m以下に横に切断し、かつ、縦割り2分割すること。
- ③ その他①、②と同等の処理を行うこと。

(2) 管径5cm以上のもの

次のいずれかにより処理されていること。

- ① 長さ1m以下に横に切断し、かつ、縦割り2分割すること。
- ② その他①と同等の処理を行うこと。

2 空容器（例：ポリタンク、試薬瓶、ペール缶、大型コンテナなど）

重機の転圧等によっても容易に潰れないもの、又は破れないものは、切断・破砕等すること。

3 その他のプラスチック製品例（桝等の構造物など）

1、2と同等程度に切断や破砕を行うこと。

●ポリスチレンフォーム保温板を用いた化学置の処理について

ポリスチレンフォーム保温板を用いた化学置（通称：スタイロ置、ダイケン置等）については、これまで廃発泡スチロールと繊維くずの混合物として取り扱ってきたところですが、見た目での判断が困難なこともあり、許可品目漏れ、マニフェストの記入漏れ等が散見されます。

については、産業廃棄物の適正処理の観点から、化学置の受入について、平成27年8月3日（月）から、使用許可証やマニフェストの確認を厳格に行うとともに廃発泡スチロールの使用料を徴収させていただきます。

なお、通常の置と化学置を混載して搬入した場合、条例の規定により廃発泡スチロールの使用料が適用になります。必要に応じて分別するなど、ご理解とご協力をお願いします。

【参考】

区分	使用料
繊維くず	1,490円/50kg
廃発泡スチロール	5,600円/50kg

金属サイディング（建築物の外装材）の取扱いについて

これまでの金属サイディングについては、その芯材（中身）により「廃石膏ボード」、又は「ガラス陶磁器くず」、「金属くず」で受け入れを行っていましたが、外装材の多様化に伴い平成 29 年 4 月以降、次のとおりの扱いとなります。

なお、芯材を分離して搬入する場合は、「金属くず」としての受け入れも可能です。

- （芯材が）石膏ボード→「廃石膏ボード」（現行どおり）
- （芯材が）ロックウール化粧吸音板→「ガラス陶磁器くず」（現行どおり）
- （芯材が）硬質プラスチックフォーム→「廃プラスチック類」（今後、注意）

各位のご協力をお願い致します。